

学生災害ボランティア被災者支援活動促進助成金交付要綱

1. 目的

本事業は、石川県内の高等教育機関の学生が、被災者を支援するためのボランティア活動等（活動地域を問わない。以下、「支援活動等」という。）を行う場合に支援活動等に要する経費の一部を助成することにより、県内の学生災害ボランティアリーダーの育成を促進することを目的とします。

2. 用語の定義

この要綱において使用する用語の定義は、次のとおりとします。

- (1) 被災地：支援活動等を行う時点で、災害ボランティアセンター若しくは復興支援センター等が開設されている都道府県
- (2) 支援活動等：被災者との交流活動、被災者からの被災体験の聴講等を交えた研修、被災現場での災害ボランティア活動（泥だし、家屋清掃など）、被災者支援に関する普及・啓発活動
- (3) 外部講師：助成金の交付の申請をしようとする団体の構成員ではない人

3. 助成要件

下記①～⑤の全てを満たす者とします。

- ① 石川県内の高等教育機関のゼミ・サークル等の団体が行うものであること。
- ② 教員等が引率するものであること。（なお、教員が活動を許可したものであると認められるときはこの限りではない。）
- ③ 5人以上の学生で行うものであること。（引率教員を含まない。）
- ④ 上記に定義する支援活動等を行うものであること。
- ⑤ 政治活動や宗教活動を目的としていないこと。

4. 助成の対象となる経費及び額

(1) 対象経費

支援活動等に要する交通費・宿泊費・外部講師への謝金

(2) 助成額

支援活動等を行う学生1名あたり3千円とします。ただし、引率教員については対象外とします。

なお、1団体あたりの助成限度額は、被災地において支援活動等を行う場合は5万円、被災地外において支援活動等を行う場合は3万円とします。

5. 助成金の交付

助成金の交付は予算の範囲内で行うものとし、同一年度内においては1団体1回限りとします。

6. 交付申請手続

この助成金の交付を受けるために必要な手続きは次のとおりです。

(1) 事前相談

この助成金の交付を受けようとするときは、あらかじめ活動の内容並びに助成金の額に

ついて、電話等により事前相談を行ってください。問い合わせ先は以下9. に記載しています。

(2) 交付申請書の提出

助成金の交付の申請をしようとする団体（以下「交付申請団体」という。）は、活動実施日の14日前までに交付申請書（様式第1号）に参加予定者名簿、活動行程表、活動予算書もしくは助成金を充当する予定の経費に関する見積書を添付し、理事長あてに提出してください。

(3) 助成金の交付決定

理事長は、(2)の申請があったときは、その内容を審査し、助成金を交付すべきものと認めるときは、交付申請団体に対し、速やかに助成金交付決定を行い、交付決定通知書により通知します。

(4) 実績報告

交付申請団体は、活動終了後30日以内または助成金の交付の決定を受けた日の属する年度の最終日のいずれか早い日までに、実績報告書（様式第2号）に参加者名簿、活動行程表及び活動の状況が分かる写真、助成対象経費の支出証拠書類（領収書等）を添付し、理事長あてに提出してください。

(5) 助成金の額の確定

理事長は、(4)の実績報告を受けたときは、報告書等の書類の審査及び必要に応じ現地調査等を行い、交付決定の内容に適合すると認めるときは、交付すべき助成金の額を確定し、交付申請団体に対し、助成金額確定通知書により通知します。

(6) 助成金の請求・支払

(5)の通知を受けた交付申請団体は、助成金を請求しようとするときは、助成金（精算）請求書（様式第3号）を理事長あてに提出してください。

7. 留意事項

助成金の交付に関し、交付申請時に偽りがあったと認められるとき、または、実績報告時に助成要件を満たさないことが確認されたときは交付決定を取り消す場合があります。

8. その他

この要綱に定めがある場合を除いては、石川県補助金交付規則（昭和34年7月20日石川県規則第29号）を準用するものとします。

9. 問い合わせ先（事務局）

公益財団法人 石川県県民ボランティアセンター

（〒920-8580 石川県金沢市鞍月1-1

石川県県民文化スポーツ部女性活躍・県民協働課内）

TEL (076) 225-1365

FAX (076) 225-1374

メール newnpo@pref.ishikawa.jp

附 則

この要綱は平成28年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成29年4月4日から施行する。

附 則

この要綱は平成30年9月6日から施行する。

附 則

この要綱は平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は令和5年4月1日から施行する。